

平成24年 1月23日

都市整備局

丘陵部等における宅地復旧の支援方策について  
(被災宅地の独自支援制度の創設)

1. 概要

本市は、被災宅地危険度判定等により危険又は要注意と判定した4,031宅地の早期復旧を図るため、造成宅地滑動崩落緊急対策事業等の公共事業による復旧を実施するとともに、所有者自らが行う擁壁等の復旧工事の費用について助成する方針としている。これに伴い、東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度を創設し、本市独自の助成金制度による被災宅地の復旧に速やかに着手するため、平成24年1月30日より施行するもの。

2. 東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度について

1) 制度の概要

危険又は要注意と判定された宅地において、所有者自らが行う擁壁の再築工事、土地の整地工事等に要する工事費のうち100万円を控除した額の90%について、本市が1,000万円を上限として助成するもの。なお、当該制度創設前に所有者が行った復旧工事の費用についても、一定の要件を満たす場合には遡及して適用する。

2) 当該制度による支援が見込まれる宅地： 4,031宅地のうち約2割の宅地

3) 事業費： 約25億円

4) 施行日： 平成24年1月30日

5) 運用

- ・ 助成金の額は、市が算定した額と申請見積り額のうち、少ない方の額とする。
- ・ 標準事務処理期間は1ヶ月とする。